

第166回通常国会で 成立した主な法律

第166回通常国会は、本年1月25日に召集され、7月5日に閉会した。同国会では、継続法案を含む197件の法律案が提出され、そのうち113件が成立した。その主な法律及び概要は次のとおり。

① 地方税法の一部を改正する法律

(平成19年法律第4号) 最近における社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設、電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置の見直しを行うとともに、非課税等特例措置の整理合理化を行うほか、信託法の制定に伴う所要の規定の整備等を行ったもの。② **所得税法の一部を改正する法律**(平成19年法律第6号) 現下の経済・財政状況を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、「特定同族会社の留保金課税の見直し」「中小企業等

基盤強化税制の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に係る措置の追加」「特定同族株式等に係る相続時精算課税制度の特例の創設」等の

中小企業関係税制の改正、「移転価格税制に係る納税猶予制度の創設」「租税条約に基づき社会保険料を控除する措置の創設等の国際課税の改正」「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の創設」「長期所有の土地等に係る特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の延長」等の住宅・土地税制の改正並びに「上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の寄付金控除の控除限度額の引き上げ」「電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税控除制度の創設」「国税の納付委託制度の創設」

「会社法における合併等対価の柔軟化に伴う改正」並びに「信託法の制定に伴う所得税、法人税及び相続税等の所要の整備」等を行う他「農用地利用集積準備金制度の廃止」等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて「住宅用家屋

に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例」等の期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講じたもの。③ **地方交付税法の一部を改正する法律**(平成19年法律第24号) 地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、

地方交付税の総額の特例措置を講ずることとするほか、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定方法を簡素化するため個別算定経費以外の経費を簡素な基準により算定することとする。④ **中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律**(平成19年法律第39号) 近年の経済構造の変化を踏まえ、地域における中小企業の事業活動を促進する

ことにより地域経済の活性化を図るため、中小企業(事業協同組合、企業組合等の中小企業組合を含む)による地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等)を活用した新商品・新サービスの開発・市場化等への取組みを支援し、

地域経済の活性化を図るため、税制・金融面など総合的に支援措置を講じたもの。⑤ **株式会社日本政策金融公庫法**(平成19年法律第57号) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めたもの。

⑥ **短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律**(平成19年法律第72号) 近年における急速な少子高齢化の進展、就業構造の変化等にかんがみ、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図ることを通じて短時間労働者がその有する能力を一層有効に発揮することができるよう雇用環境を整備するため、雇用管理

の改善等に関する措置の充実等を図るほか、短時間労働援助センターの業務の見直しを行ったもの。⑦ **株式会社商工組合中央金庫法**(平成19年法律第74号) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に基づく完全民営化の実現に向けて、商工組合中央金庫に対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるとともに、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るため、必要な業務を行う株式会社商工組合中央金庫の目的、業務の範囲等に関する事項を定めたもの。⑧ **電子記録債権法**(平成19年法律第102号) 金銭債権について、その取引の安全性を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調整する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設した

もの。